

7 教職課程（対象： 整復 看護 ）

教職課程は、教育職員免許を取得するための特別な課程です。

本学では、健康科学部整復医療・トレーナー学科及び健康科学部看護学科の学生を対象に、卒業するための教育課程と並行して教育職員免許状（中学校・高等学校・養護）を取得することができるカリキュラムを編成しています。

教育職員という職務の重大さ、社会における使命感を十分に自覚し、本課程の履修に臨んでください。介護等体験、教育実習など、その手続きから終了後の対応まで、学生として、教育職員を目指す者として、良識ある行動が求められます。その意味を理解し適切に行動でき、さらに自分なりのしっかりとした目標を持ち、努力を惜しまず行動できる学生の履修を望みます。

教育職員免許状取得に当たっては、卒業要件単位数に加え「教職に関する科目」など、相当量の科目を修得しなければなりません。また、「教科（養護）に関する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」には、卒業要件単位数科目と重複している科目もあるので、教職課程履修希望者は、1年次から教職免許状取得のための科目も含めて履修計画を立てるようにしてください。

卒業要件単位数及び教育職員免許状取得に必要な単位を取得し、大学でとりまとめる教育職員免許状取得の申請をすることによって、卒業と同時に教育職員免許状が授与されます。

教職課程履修希望者は各年次・各学科で随時開催される「教職課程履修ガイダンス」（日程等詳細については別途掲示にてお知らせします。）に必ず出席してください。

教職課程履修に当たって、大学はもちろん、教育実習先、介護等体験施設等からの緊急を要する連絡が入る場合がありますので、「学生便覧」に掲載のとおり、各自の携帯電話番号及びオクレンジャーを登録しておいてください。

登録していない場合、教職ガイダンス日程や各種提出物についての重要なお知らせが届かず、また、教育実習や介護等体験実施に多大な支障が生じる可能性があります。